

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月22日

【会社名】 ユニデンホールディングス株式会社

【英訳名】 UNIDEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CFO 武藤 竜弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

【電話番号】 03(5543)2812

【事務連絡者氏名】 管理本部長 小尾 幹之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

【電話番号】 03(5543)2812

【事務連絡者氏名】 管理本部長 小尾 幹之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年11月19日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議され、同日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号及び第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 議決権行使の結果

当該株主総会が開催された年月日

2021年11月19日

当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行することにより、監査等委員である社外取締役が取締役会における議決権を有すること等によって取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させるとともに、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させることを企図し、本臨時株主総会において承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しました。

これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等限度額は、1995年2月17日開催の臨時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、職責、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額800百万円以内とさせていただきたく存じます。本臨時株主総会后、速やかに任意の指名報酬委員会を設置し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、決定していく予定です。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、従前と比較して増枠するものではないこと、本臨時株主総会后、速やかに任意の指名報酬委員会を設置すること、当社における今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等諸般の事情に照らし、相当であると考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、1名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬等限度額は、1995年2月17日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、職責、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたく存じます。本臨時株主総会后、速やかに任意の指名報酬委員会を設置し、各監査等委員である取締役の報酬額を、これまでの監査役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定していく予定です。

本議案に係る報酬額は、従前と比較して増枠するものではないこと、本臨時株主総会后、速やかに任意の指名報酬委員会を設置すること、当社における今後の監査等委員である取締役の職責等諸般の事情に照らし、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり可決されますと、5名（うち社外取締役5名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	35,732	5,392	0	(注)1	可決 86.84
第2号議案 武藤 竜弘	35,526	5,598	0	(注)2	可決 86.34
第3号議案 大里 真理子	32,339	8,785	0	(注)2	可決 78.60
関 昌弘	13,435	22,101	5,588	(注)2	否決 32.65
清水 厚	35,729	5,395	0	(注)2	可決 86.84
中野 智美	35,733	5,391	0	(注)2	可決 86.85
溝上 聡美	35,731	5,393	0	(注)2	可決 86.84
第4号議案	27,110	14,014	0	(注)2	可決 65.89
第5号議案	33,874	5,485	1,765	(注)2	可決 82.33

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(2) 代表取締役の異動

異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
西川 健之 (1968年1月4日生)	退任	代表取締役会長	2021年11月19日	508株

所有株式数については、異動日現在の株式数を記載しています。

以上